

日本のクレサラ(金融)被害者の会の発展状況と直面する課題

および法律扶助について

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

事務局次長 鍋谷健一

1 貸金業法成立以降の被害者運動

① 金融問題

クレサラ対協や被連協を中心にした国民的な戦いによって2007年に施行された貸金業法は、サラ金3悪(高金利・過剰貸し付け・過酷な取立)を年利20%までの金利、年収の3分の1までの貸し出し制限、取り立て行為の厳罰化という内容で大きな勝利を収めました。

1985年に47,504社あった貸金業者も貸金業法成立後の2007年には11,832社に、その5年後の2012年には2350社に、2025年7月末現在では1,475社に減少しました。

2007年の消費者向貸金業者の貸付残高は11兆1009億円に対して、2024年では3兆3031億円の約38%に下がりました。ところが、クレジットカード会社の貸付残高は2007年の2兆5413億円に対し2024年では10兆7864億円と4.2倍に跳ね上がりました。

貸金業界全体では、2007年43兆6727億円に対し2024年では41兆2240億円と殆ど変わらない数字にまで回復してきました。そのうち、消費者向け貸金業者(住宅向けは除く)とクレジットカード会社と信販会社の合計は兩年共に20兆円弱でした。

新聞も「消費者ローンが伸びている。若者層が借り入れで増やしており、11年ぶりの高水準で、2024年12月の消費者向け無担保ローンは4.4兆円で前年比5.4%増えている。物価高による家計の厳しさも影響し、貸倒費用は増加傾向にある。」(日経新聞2025/3/12)と警鐘を乱打しています。

最近の特徴の一つはキャッシュレス傾向の増大と複雑さから来る問題です。具体的には、スマートホン(スマホ=携帯電話)で日常的な支払いなどを済ませる習慣に消費者が慣らされ、買い物も娯楽もギャンブルも借り入れも支払いも、支払いに困ったときの相談先もまずスマホから探す等、人間関係から相談先を探すのではなく玉石混合の情報のあるスマホを優先しがちです。キャリア(携帯電話会社)決済や後払い決済という信用情報に関与しない借金方法も日常化し、国民全体が多重債務に以前よりも容易に陥りやすい環境が作られ、現金に触れることなく多重債務者になる、という新しい状況が生まれています。

私たち被害者の会は、貸金業法の成立とともに、クレサラ問題・高利貸し問題は基本的に解決したとして解散したり、活動資金が続かなくなつて閉鎖したりする中で、最高89団体あった全国の被害者の会は現在40数団体に半減しました。

被連協の最近の活動には、多重債務者救済運動と同時に次のようなものもあります。一つは、多重債務者の窮状を食い物にする直接面談のない商業主義的な弁護士や司法書士による間違った債務整理の横行です。そのため、債務整理二次被害をなくし生活再建を前提にした債務整理を目指す運動を進めるために、健全な弁護士・司法書士の皆さんと「大量広告事務所による債務整理二次被害対策全国会議」を立ち上げたり、特定調停や任意整理時に将来利息はカットするという原則が崩されているという問題を取り組んだりしています。

「高利貸しは、貨幣を必要とする人々の返済能力と抵抗力以外には、なんの制限も知らない」と先人も言っている通り、高利貸し・金融問題の取り組みはどんな社会体制であろうと貨幣が存在する限り起こるもので、その抵抗力として被害者の会は存在しなければなりません。

② 反貧困問題

被害者運動は多重債務者の相談にのる中で、生活再建が借金さえ無くなれば解決する訳ではないことを知りました。

被害者の会は、家計簿支援活動や仲間との生活再建やヤミ金との闘いなどの経験交流やギャンブル依存者の支援や生活保護制度の活用や社会保障制度の改善等を生活再建の大切な柱として活動してきました。

2013年に国が生活保護費の大幅な引き下げを決め、3年間で670億円を削減したことに対して「国民に最低限の生活を保証する憲法に違反する」として、生活保護利用者1万人から不服を申し立てる賛同者が集まり、1000人以上の利用者が裁判に訴えました。被害者の会も可能な限り人を原告団に送りました。本年6月27日、最高裁判所は、国の生活保護費引下げは違法あるとの判決を下しました。

被連協は反貧困活動に運動の幅を広げ、今日に至っています。

2 日本における法律扶助

① 日本における法律扶助は日本国憲法第32条に定める「裁判を受ける権利」を実質的に保証し、法の支配をあまねく行き渡らせようとする制度です。民事法律扶助制度は、民事紛争の当事者で資力に乏しい者が、弁護士司法書士等による援助を受けて裁判等において自己の正当な権利の実現を図る制度として、狭義の民事訴訟のほか、調停等の裁判所において行われる諸手続き、さらに、裁判に至る前の紛争解決に向けた示談交渉においても利用できます。

② 1952年、「法律上の扶助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保する

ことを目的」に日弁連(日本弁護士連合会)が財団法人法律扶助協会を作り、財源は主に日弁連と民間の寄付でまかなわれました。

1958年、直接の援助費用に充てられる事業費には国庫補助が開始されたが、その額は不十分で、扶助協会の運営・管理の資金や事務費は弁護士会が負担していました。また、国庫補助の開始に合わせて、原則全額償還制が導入されました。

2006年4月、日本司法支援センター(以下「法テラス」)が設立

2010年1月から生活保護受給者に対する償還の猶予・免除

2011年4月から準生活保護要件者に対する償還猶予・免除が開始

【民事法律扶助を利用する際の収入・資産基準】

家族の人数	収入の基準	資産基準
単身者	18万2000円以下	180万円以下
【生活保護1級地の場合、20万0200円以下】		
2人家族	25万1000円以下	250万円以下
【生活保護1級地の場合、27万6100円以下】		
3人家族	27万2000円以下	270万円以下
【生活保護1級地の場合、29万9200円以下】		
4人家族	29万9000円以下	300万円以下
【生活保護1級地の場合、32万8900円以下】		

③ 問題点あるいは改善点

1 立替・償還制度＝貸付制度ではなく給付制にすべき

欧州諸国は、応能負担型給付制が多い。

2 弁護士・司法書士への報酬が低すぎる

例えば同時廃止型破産事件だと、法律扶助を使かう場合は10万から15万円
法律扶助を使わない場合は30万円以上

3 民事法律扶助の範囲が狭い

こども・生活保護等各種社会保障の申請・精神病院からの退院・犯罪被害者・外国人・難民等は民事法律扶助の対象にはなっておらず、日弁連が費用負担している。

4 法律援助事業の国費・公費化を

人口1人あたりの法律扶助額

イギリス 3,500～1,400 円 オランダ 2,000 円 デンマーク 1,400 円

ノルウェー 1,300 円 イタリア 300 円 日本 210 円

5 被害者の会からの視点

事件を紹介する側からすると、依頼者には安くしてあげたい、事件を受けてくれる

弁護士司法書士にはキチンとした報酬を受け取ってほしいというジレンマに立たされます。それを解決するには上記 4 点への改善を求めます。